

第1章 みどりの基本計画について

1-1 「みどり」とその役割

本市ではこれまで、樹林地や農地、草地等の自然の緑、河川や池沼等の水辺、公園や公共施設、住宅等の植栽空間、広場や空地等のオープンスペース*を「朝霞市の緑」と定義し、その保全、創出に努めてきました。

これらの「朝霞市の緑」は、気候変動*の緩和、多様な生物の生息・生育環境の確保、地域の防災性の向上、スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成等の役割を担っており、健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤となっています。また、良好な都市景観、自然、歴史文化を伝える郷土景観の形成に寄与します。さらに、緑とのふれあいを通じて、人と人のつながりが生まれ、コミュニティの形成、生活文化の形成にもつながっていきます。

この計画では、従来「朝霞市の緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壌、そして緑や水辺を守り育む市民の活動、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として「みどり」を用いることとします。そして、市民、事業者とともにみどりの保全、創出や質の向上に取り組むことを通じて、みどり豊かなまち、みどりを守り育むことが生活文化として根付いたまちを築いていくことを目指します。

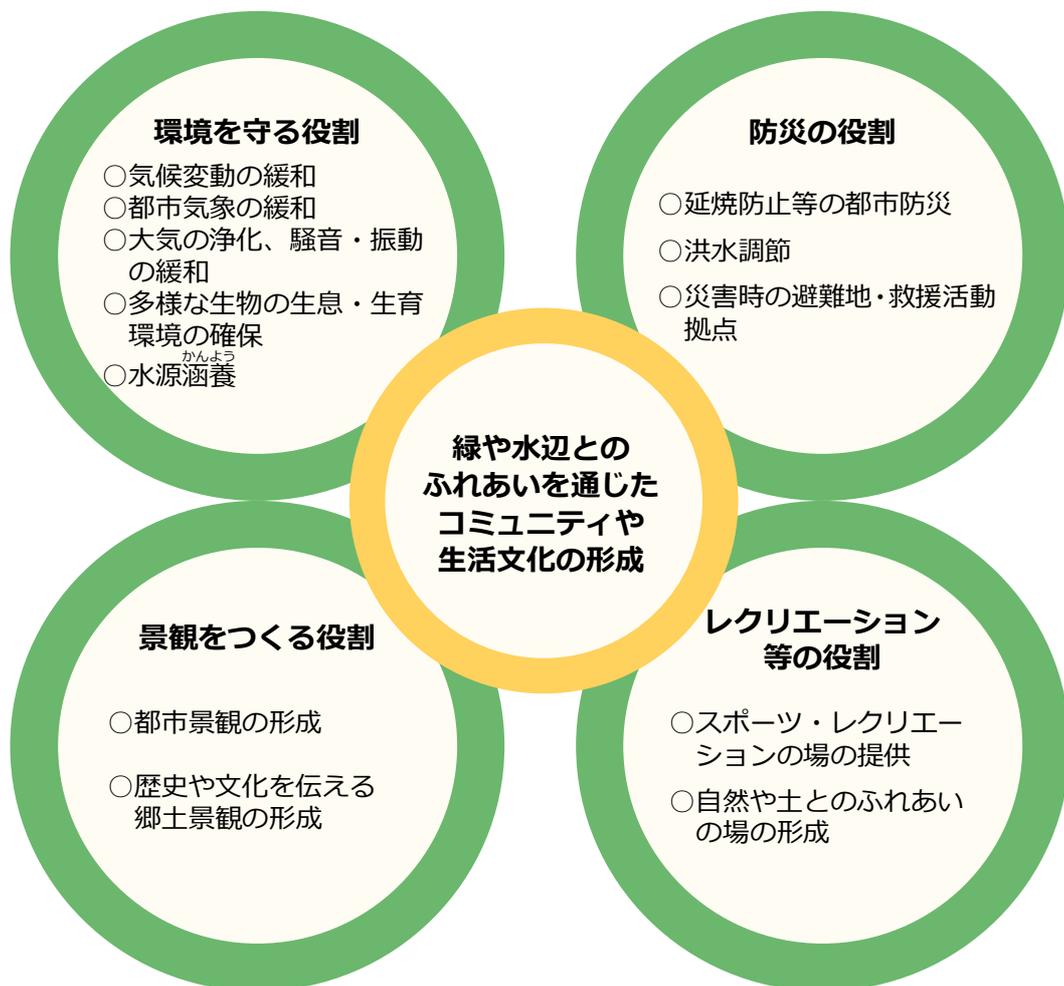


図1-1 みどりの役割

1-2 計画改訂の趣旨

本市では、平成 12 年 3 月に「朝霞市緑の基本計画」を策定し、平成 18 年 12 月には、朝霞市都市計画マスタープランの策定（平成 17 年 3 月）等を踏まえた改訂を行い、市民、事業者とともに貴重な緑と水辺を守り育ててきました。

このたび、上位計画である朝霞市都市計画マスタープランが改訂されるとともに、関連計画となる朝霞市景観計画*が施行されることから、これまでの計画の達成度と施策の検証を踏まえつつ、以下のことを目的として改訂を行いました。

- ①第 5 次朝霞市総合計画、朝霞市都市計画マスタープランと整合を図るとともに、朝霞市景観計画、第 2 次朝霞市環境基本計画等の関連計画と連携を図る
- ②「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項*」を踏まえた計画とする
- ③平成 25 年度緑被率経年変化調査結果を反映する

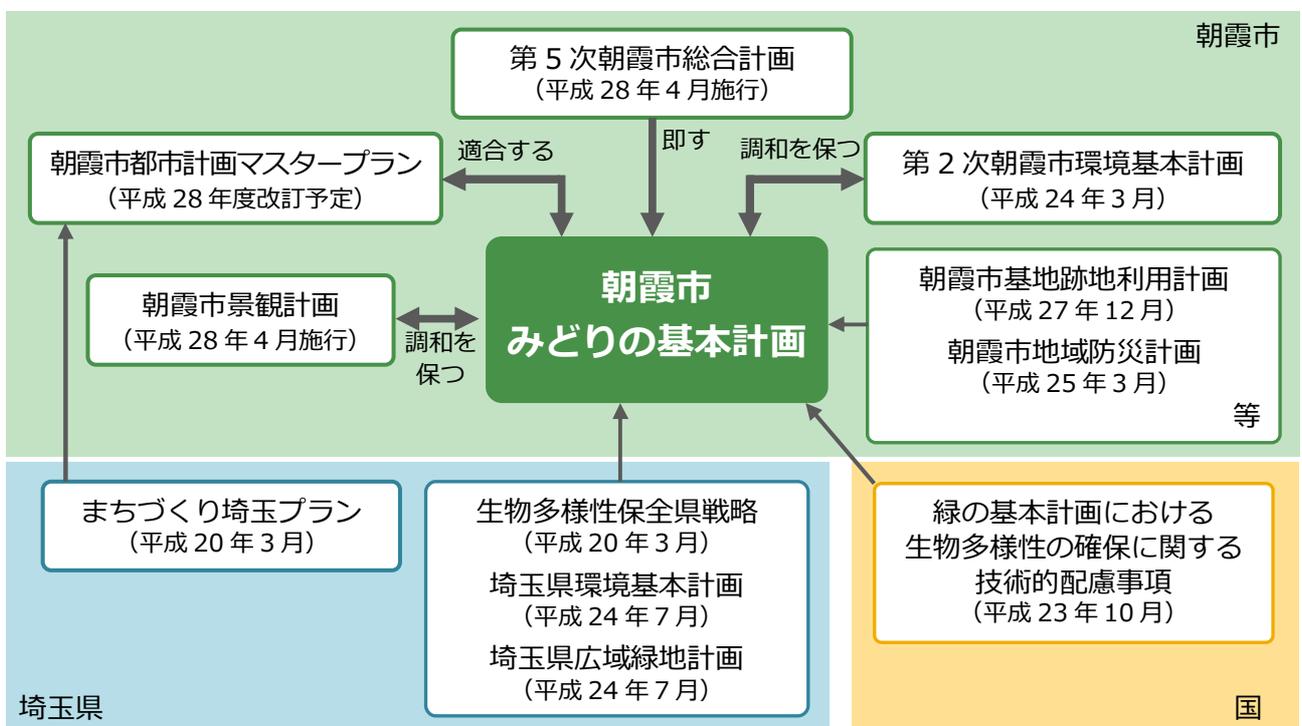


図 1-2 計画の位置づけ

1-3 計画の目的

本計画は、都市緑地法*第 4 条に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」（以下「緑の基本計画」という。）として定めるものであり、緑地の保全、公共施設及び民有地の緑化推進、公園緑地の整備と管理、そしてこれらに関わる市民、事業者との協働等も含め、本市全域における「みどり」の将来あるべき姿と、それを実現するための方法を示すものです。

1-4 この計画における用語の定義

本計画では、次の4項目のいずれかに当てはまる空間（空間の基盤となる土壌を含む）を「緑と水辺」と表します。

- ①樹林地（平地林、雑木林等）、農地、草地等で自然的な緑に被われている空間
- ②公共施設（公園、広場を含む）、道路（街路樹を含む）、民間施設、住宅の庭先等で、植栽により緑に被われている空間
- ③河川、池沼、湧水地等の水面及び水辺
- ④緑に被われていないが、持続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、公共施設、民間のグラウンド等のうち、緑に被われていない部分）

また、「緑と水辺」のうち、持続性や公開性の高い空間として、都市公園*等の施設緑地と法律や条例等の指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

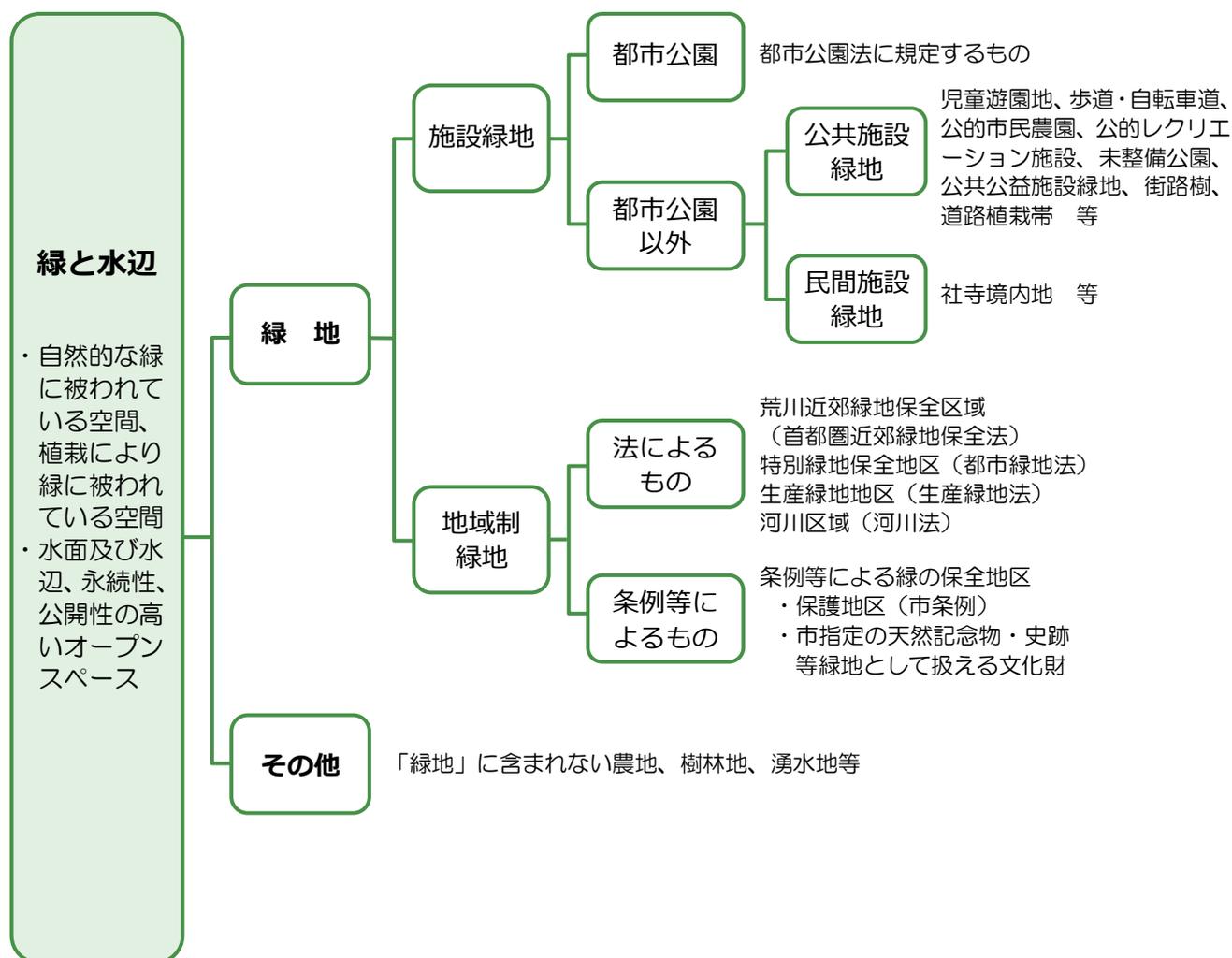


図1-3 「緑と水辺」と緑地の分類

1-5 計画の対象区域

本計画は、平成 27 年度末現在、都市計画区域としている朝霞市全域 (18.38km²) ※を対象とします。

※国土地理院から平成 27 年 3 月に公表された「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」において本市の面積は 18.34km² に修正されましたが、本計画は平成 27 年度末時点における都市計画区域面積 18.38km² を対象区域の面積とします。

1-6 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

計画期間の中間時に、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。